

# 「狩猟税」税額区分表

あなたは対象鳥獣捕獲員  
または認定鳥獣捕獲等  
事業者の捕獲従事者ですか。  
(※1)

はい

いいえ

あなたは許可捕獲をし  
た者または許可捕獲に  
従事した者ですか。(※  
2)

はい

あなたは本年度の県  
民税の所得割額を納  
付する必要がありますか。

はい

いいえ

あなたは他の方の同一  
生計配偶者または扶養  
親族になっていますか。

はい

あなたの同一生計  
配偶者・扶養親族は、本年  
度の県民税の所得割額を  
納付する必要があります

いいえ

はい

あなたは農業、林業、  
水産業に従事していま  
すか。

はい

いいえ

いいえ

あなたは本年度の県  
民税の所得割額を納  
付する必要がありますか。

はい

いいえ

あなたは他の方の同一  
生計配偶者または扶養  
親族になっていますか。

はい

あなたの同一生計  
配偶者・扶養親族は、本年  
度の県民税の所得割額を  
納付する必要がありますか。

いいえ

いいえ

はい

あなたは農業、林業、  
水産業に従事していま  
すか。

はい

いいえ

下記 **軽減税率を適用するには、条件や各種添付書類**が必要です。

詳しくは、「狩猟者登録の取扱いについて」をご覧ください。

|         |      |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第一種銃猟   | 課税免除 | 8,200円 | 5,500円 | 5,500円 | 5,500円 | 8,200円 | 16,500円 | 11,000円 | 11,000円 | 11,000円 | 16,500円 |
| 網猟及びわな猟 | 課税免除 | 4,100円 | 2,700円 | 2,700円 | 2,700円 | 4,100円 | 8,200円  | 5,500円  | 5,500円  | 5,500円  | 8,200円  |
| 第二種銃猟   | 課税免除 | 2,700円 |        |        |        |        | 5,500円  |         |         |         |         |

上記とは別に、狩猟者登録手数料が1件につき **1,800円 必要**となります。(狩猟税が課税免除の場合でも必要となります。)

※1 対象鳥獣捕獲員は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第2項に該当する者、認定鳥獣捕獲等事業者は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第2項第1号に規定される者を指します。

※2 許可捕獲をした者または許可捕獲に従事した者とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可(許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的に限る。)を受けてその捕獲等を行った者または許可を受けた者の従事者としてその捕獲等に従事した者を指します。